

○経済産業省告示第八十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成三十一年経済産業省告示第百五号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附則</p> <p>第二号（「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の」に係る部分に限る。）の規定は、<u>令和五年四月十三日限り</u>、その効力を失う。</p> | <p>附則</p> <p>第二号（「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の」に係る部分に限る。）の規定は、<u>平成三十三年四月十三日限り</u>、その効力を失う。</p> |